

電子的診療情報連携体制整備加算に関わる掲示について

（電子的診療情報連携体制整備加算 3）

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

また、診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供ができるように努めています。

記

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
2. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
4. オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を、診察室等において閲覧または活用できる体制を有しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。

上記の体制により、初診時または再診時に「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を、月1回に限り算定しております。ご理解の程よろしくお願い致します。

医療法人松徳会 花の丘病院 病院長